

# 千葉県報

号外  
令和8年5月29日

主 要 目 次  
○ 特別保護地区の指定予定  
○ 特別保護地区の指定に関する公聴会の開催

## 公 告

### 特別保護地区の指定予定

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十九条第一項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定する予定である。  
当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案は、令和八年五月二十九日から六月十一日までの間、千葉県環境生活部自然保護課及び長生地域振興事務所地域環境保全課において縦覧に供する。  
令和八年五月二十九日

一 名称  
笠森鳥獣保護区特別保護地区

千葉県知事 熊谷 俊人

二 区域

長生郡長南町笠森地先の北緯三五度二分四九秒、東経一四〇度一分〇〇秒の点を起点とし、同所から国道四〇九号を南西へ進み長生郡長柄町大庭八六番一と同町大庭八六番十との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同町大庭八六〇番地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を南西へ進み同町大庭八四四番地八五八番との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同町大庭八四四番地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を北東へ進み同町大庭八四四番地先に至り、同所から同赤道を北東に進み同町大庭八四〇番と同町大庭八四六番との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同町大庭四四五番地先の遊歩道との接点に至り、同所から同遊歩道を北西へ進み同町大庭四九二番一と同町大庭七九一番との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同町大庭四九三番と同町大庭五九一番一との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同町大庭四九三番と同町大庭四九八番との境界線との接点に至り、同所から山裾を南西へ進み同町大庭四三二番一地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を北東へ進み同町大庭四二二番と同町大庭四三四番との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同町大庭三八

五番と同町大庭四二一番との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同町大庭四一八番と同町大庭四二一番との境界線との接点に至り、同所から山裾を南西へ進み同町大庭四〇九番と同町大庭四一〇番との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み長生郡長南町笠森四六番と同町笠森五八番二との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み同町笠森五三番一と同町笠森五八番二との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同町笠森五三番一と同町笠森五八番一との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同町笠森五五番一と同町笠森五六番との境界線との接点に至り、同所から山裾を北西へ進み同町笠森六七番と同町笠森七七番との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同町笠森七六番と同町笠森一七五番との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同町笠森一八一番と同町笠森一八二番との境界線との接点に至り、同所から山裾を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間  
令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

四 保護に関する指針の案

1 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

2 指定目的

当該区域は、長生郡長柄町と長生郡長南町との町境に位置し、数多くの谷津田が入り込んでおり、区域内は県立笠森鶴舞自然公園に指定され、特に笠森寺周辺の森林は「笠森寺自然林」として国指定の天然記念物となっている。  
このような豊かな自然環境を反映して、多様な野生鳥獣が生息していることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。

なお、区域内及び周辺において定期的な巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

### 特別保護地区の指定に関する公聴会の開催

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、特別保護地区の指定に関する公聴会を次のとおり開催する。  
令和八年五月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 開催日時 令和八年六月十九日（金曜日） 午後一時三十分から
- 二 開催場所 千葉県長生合同庁舎四階大会議室（茂原市茂原一、一〇二番一）
- 三 案件 笠森鳥獣保護区特別保護地区の指定について
- 四 公聴会に関する問い合わせ先 千葉県環境生活部自然保護課（電話〇四三（二二三）

二九七二

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

〇四三(二三三)二六五八

購読申込先

千

葉

県

〇四三(二三三)二六五八

購読申込先

千

葉

県

〇四三(二三三)二六五八

購読申込先